

中町モール の利用に係る手続きについて(土木課) (市道 中町通り線)

【中町モールを利用し、人が集まるイベントを開催したい】

中町モールは、歩行者自転車道であるため、モノを置いたり、道路の通行を規制して利用するためには、下記の許可が必要となります。

- ①道路占用許可(酒田市建設部土木課路政係 Tel:26-5741)
- ②市道上で開催する路上イベントについての意見書(酒田市建設部土木課路政係 Tel:26-5741)
- ③道路使用許可(酒田警察署交通規制係 Tel:23-0110)

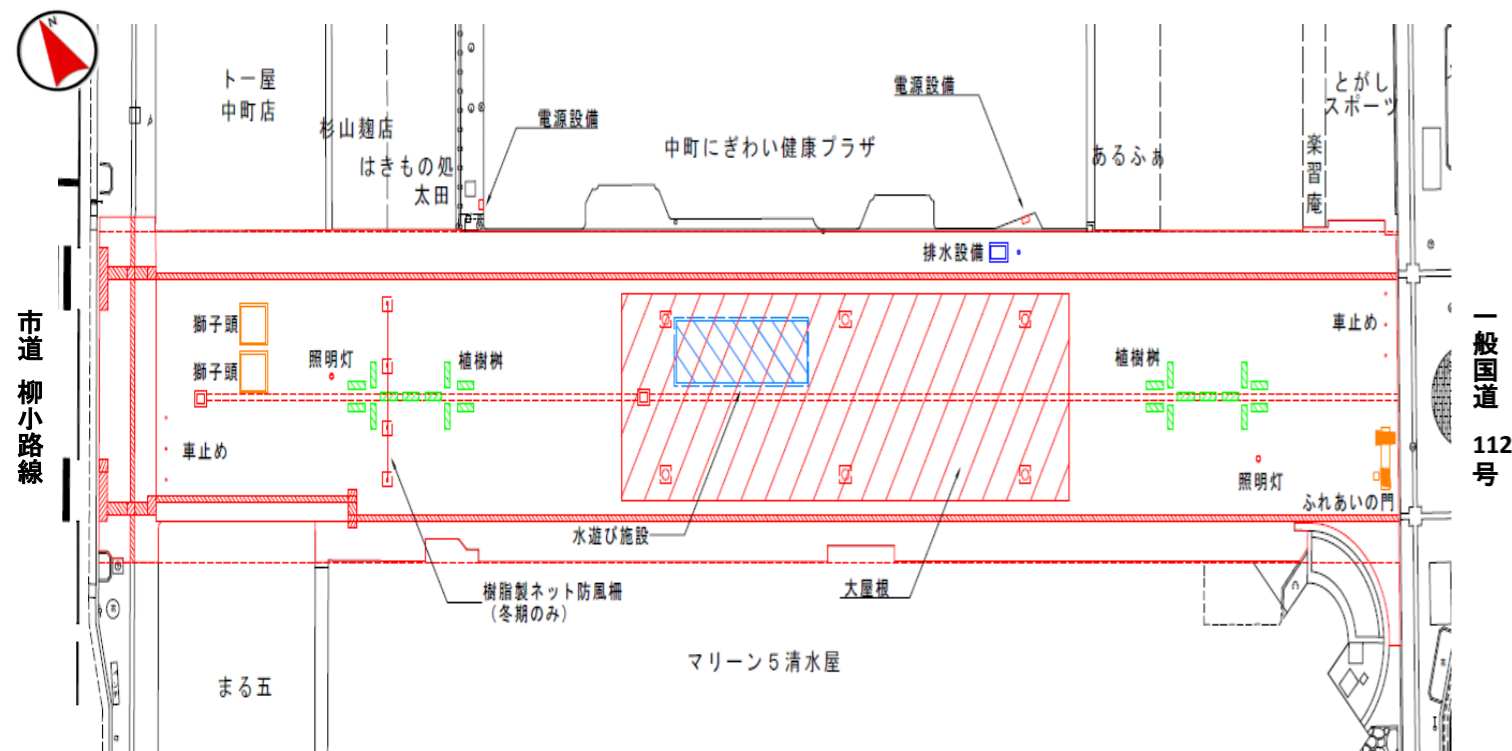
また、大屋根の下の空間は、屋内空間に位置づけられ、人が集まるようなイベントを開催する際は、下記の届出が必要となります。

- ④催物開催届出書(酒田消防本部予防課 Tel:61-7119)

なお、露店等を出店し、火気や発電機を使用する場合は、別途下記の届出が必要となります。内容としては、消火器の配置などの消防計画の確認となります。

- ⑤露店等の開設届出書(酒田消防本部予防課 Tel:61-7119)

詳細な内容等については、事前に各担当機関までご相談くださるようお願いいたします。



よくあるお問合せ

【資機材搬入のために車両の出入りが必要】

中町モールは、歩行者自転車道であり、一般車両の進入を防止するため、モールの両側に車止めを設置しています。

道路占用許可申請時に酒田市建設部土木課路政係までご相談ください。車止めの鍵を貸し出しますので、使用後は土木課まで鍵をお返しくください。

【雑排水を流すため、排水設備を使用したい】

中町モールを衛生的に保つため、雑排水は持ち帰るのが原則となっています。ただし、それが困難な場合は、

道路占用許可申請時に酒田市建設部土木課路政係までご相談ください。

排水設備の使用にあたって、条件などがありますので、使用方法と使用後の清掃方法について説明させていただきます。

【植栽樹の配置を変えたい】

中町モールの利用形態に応じて、植栽樹の配置を変えたい場合は、

道路占用許可申請時に酒田市建設部土木課路政係までご相談ください。

なお、利用後は元の配置に戻してくださるようお願いいたします。

【イベントなどで電気を使用したい】

イベントなどで電気を使用したい場合、中町にぎわい健康プラザの両側に電源設備を設置しています。使用方法や料金などを中町中和会(Tel:22-1555)までお問い合わせください。

【水遊び施設について】

水遊び施設は精密機械です。壊れやすいため施設上には露店等の重量物は置かないで下さい。

6月初旬から9月中旬の期間、午前10時から午後3時45分まで15分ごとに水が出ます。

ご利用の際、運転時間に変更の要望がある場合は、

道路占用許可申請時に酒田市建設部土木課路政係までご相談ください。

【大屋根の照明について】

午後5時以降は消灯します。

それ以降の利用は照明器具を各自準備していただくことになります。

照明の明るさが不足する場合も同様に、各自で対応していただくことになります。

ご不明な点等がありましたら、

道路占用許可申請時に酒田市建設部土木課路政係までご相談ください。

【中町にぎわい健康プラザ内を使用する場合について】

中町にぎわい健康プラザ内(集いのスペース等)を使用する場合には、別途手続きが必要となります。お申込み方法や詳しいご利用案内等は、

中町にぎわい健康プラザ(Tel:43-1373)までご確認ください。

【利用上の注意点について】

利用後は、水洗い等での清掃をお願いします。また、露店等で飲食物を販売する場合は、路上の汚れ防止対策(シートを敷く等)をお願いします。

みんなが利用する場所です。
心地よく利用できるようにご協力よろしくお願いします。